

ID: 209

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例 規 名 根拠条項	長門市営住宅条例 第16条(第31条第3項、第33条第3項及び第54条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成17年条例第144号

【根拠条文】

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

【基準】

根拠条文及び「長門市営住宅の家賃又は敷金の減免及び徴収猶予の適用基準について」による。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日